

【家庭保存版】破棄なさないようご注意ください

令和8年4月10日

保護者様

京都市立翔鸞小学校
校長 横山 知史

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は本校教育推進にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

本校におきましては、台風等により京都市に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合や、京都市に震度5弱以上の地震があった場合は以下の措置をとらせていただきます。

地震（震度5弱以上）が起こったり、台風が接近したりすることがありましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。（「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、原則、休業にはなりません。ご注意ください。）

京都市に「暴風警報」または「特別警報」が発令された

●登校前に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合

(1) 「暴風警報」「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前 7時までに解除になった場合・・・平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合・・・3校時（10時45分）から始業 ※給食あり
- ・午前 11時までに解除になった場合・・・5校時（13時45分）から始業 ※給食中止
※木曜日は、13時30分から始業 ※給食中止
- ・午前 11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業

(3) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前 0時（夜中）までに解除になった場合
・・・当日は5校時（13時45分）から始業 ※給食中止
※木曜日は、13時30分から始業 ※給食中止
- ・午前 0時（夜中）現在、警報発令中の場合
……………当日は臨時休業

◎「避難情報」において、水害の「避難指示」が校区に発令されている場合は、上の「暴風警報」の措置に準じます。また、「緊急安全確保」が校区に発令されている場合は、上の「特別警報」の措置に準じます。

京都市に震度5弱以上の地震が発生した

●登校前に京都市に震度5弱の地震が発生した場合

- (1) 下校後から夜の午前0時までに震度5弱以上の地震が発生した場合・・・翌日は臨時休業
午前0時から登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合・・・当日は臨時休業
- (2) 休業日、あるいは休業前日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合
・・・原則として休業明けの登校日は臨時休業
例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の月曜日は休業。
ただし、安全が確保できる場合は、授業を実施することがあります。その際は、保護者連絡ツール（すぐーる）、ホームページにより連絡します。

学校にいる時に警報が発令された、または地震が発生した

●「暴風警報」「特別警報」が発令、または震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・途中で授業を中止し、臨時休業とします。
- ・保護者連絡ツール（すぐーる）、ホームページ等で保護者の方のお迎えを要請します。
- ・学校で保護者の方のお迎えを待ちます。
※ある程度の時間が経ってもお迎えがない場合は、年度初めに申請していただいた緊急連絡先に連絡します。

(その他)

- ・「暴風警報」や「特別警報」などの対象地域が、「京都市」と呼ばれる場合、「京都府南部」や「京都・亀岡地域」と呼ばれる場合があります。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが〇時に帰宅するなど）をお子さんとお確かめください。
- ・大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、保護者連絡ツール（すぐーる）、ホームページでお知らせいたします。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、保護者連絡ツール（すぐーる）・ホームページでお知らせします。
- ・緊急時、やむを得ない場合を除いて、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

【緊急連絡先】 ※緊急時対応カードを見て転記してください。

連絡の順番	氏名	続柄	緊急連絡先（電話番号）
1			
2			
3			

★年度途中で変更があった場合は、担任までご連絡ください。